

日本労働年鑑 第52集 1982年版
The Labour Year Book of Japan 1982

第二部 労働運動

VI 権利闘争

4 民間でふえる損害賠償請求事件

労働組合がおこなったストライキなどが「違法」だとして、使用者が損害賠償請求の訴訟をおこすケースが、民間でも最近めだつてふえている。

労働組合をきらう経営者は、ストライキや日常の組合活動について「違法だ」「不当だ」といって介入、攻撃してくるのが常だが、その手段としては従来、組合幹部や組合員にたいする解雇など懲戒処分を強行することがふつうだった。損害賠償請求という手段は、みずから積極的に訴訟をおこさなければならず、その煩わしさと、すぐには効果があがらないことから、経営者もあまり好まなかったといつてよい。それがここにきて急にふえたのは、やはり国鉄の二〇二億円損賠をまね、損賠請求を対抗手段として見直したためとみられている。煩雑さをいとわず、日時と費用をかけてもというやり方には、反組合の強い意志がみてとれる。このような手段をとることによって、組合員に動揺と不安を与え、ストライキや活発な組合活動を抑制することが経営者側のねらいとみられる。だから、組合側は、損賠攻撃とのたたかいは、ストライキ権など労働組合の基本的権利を確立するたたかいにほかならない、と位置づけている。

最近、民間組合にかけられてきた損害賠償請求事件としては「全国一般日本検査工業事件」、「パンアメリカン労組事件」、「全国一般上野製作所分会事件」、「全日建竹中工務店事件」、「全統一タマス分会事件」、「全金本山製作所事件」、「第一工業製薬労組事件」があげられる。うち前四事件について、以下に紹介しておこう。

なお、戦後の労働運動史上、使用者が組合側に損害賠償請求訴訟をおこした例としては、サボタージュ戦術をめぐる争われた旭化成延岡工場事件、平和条項違反を問われた電化工業青梅工場事件、ラサ工業事件、ピケット戦術の当否が争われたみずず豆腐事件、同情ストをめぐる争われた杵島炭礦事件などがある。ちなみに官公労では、四九年の国鉄スト事件、ビラはりと損賠が争われた動労甲府支部事件の二例のみ。

全国一般日本検査工業事件

会社は運動や各種プラントなどの強度検査を業務とし、資本金一億二〇〇〇万円、従業員三六〇人で本社は大阪。ここに六八年七月一六日、組合員六一人で全国一般日本検査工業労働組合が結成されたが、会社はただちに第二組合づくりに入る一方、第一組合がおこなったストライキが違法だとして三役など五人を懲戒解雇、同時にストで受けた損害として六二五五万円の賠償請求を大阪地裁に提訴した(同年一月一四日)。

会社がストを違法だとするのは、スト決行が集会で拍手できめられたというのだが、事實は、組合は結成大会で正規の手続きにもとづいてスト権を確立している。五人の懲戒解雇についてはすでに地位保全の仮処分が出ており、組合側では、損賠請求でも当然、組合側の勝訴が予想されるが、

問題はストライキにたいして会社が損害賠償を請求したこと自体にある、としている。

パンアメリカン航空労組事件

会社は世界最大の航空会社で日本地区で働く五三〇人中、三六〇人を組織する労働組合が結成されている。組合は七七年春闘のストに際して、会社の車両を駐車場に移してピケを張ったが、これを違法として会社は六万〇一〇五円の損害賠償を請求。あわせて前年、ロックアウト中に組合がまいたビラが名誉棄損だとして一〇〇万円の請求もおこなった(七七年九月一二日)。

会社は組合結成いらい、時限ストにたいして無期限ロックアウトをかけ、下級管理職の乱造や下請化でストの無力化をはかり、組合のスローダウン戦術にたいしても三五日間のロックアウトなどあらゆる攻撃をかけた。このため組合がとった戦術が車輛占拠だが、これにたいして損賠攻撃をかけてきたもの。ちなみに会社側は七九春闘では、組合のビラはりにたいして一枚一日につき二〇〇円の使用料請求もしている。

全国一般上野製作所事件

会社は東京都調布市に本社と工場、大阪に支店をもつが、七四年に全国一般全統一の分会が結成された。組合は七六春闘で数次のストライキを実施したが、非組合員や管理者の入構阻止は違法だとして、会社は約一四八八万円の損害賠償請求訴訟をおこした。

七六春闘は六月二五日の交渉で妥結したが、会社は妥結交渉の裏で損賠請求の準備をすすめ、それを引き金に分会三役の懲戒解雇、三役出席の団交は拒否するなど一連の組織攻撃をかけ、同年一〇月には脱退者を中心に第二組合が結成された。

分会は都労委に不当労働行為救済の申し立てをおこなう一方、会社の損賠請求に対抗して団結権侵害による損害賠償を逆提訴。六八年五月に解雇問題その他争議が全面解決したため、会社は損賠請求を取り下げた。

全日建竹中工務店事件

全日建は建設現場に働く約三〇〇万人の労働者を対象に総評が組織する産業別・単一・個人加盟の労働組合で、現在約一万人を組織している。建設産業は重層的下請構造で、底辺では低賃金、長時間、労災激発など非人間的な労働状態が一般化している。全日建の組織化は竹中工務店の東京製作所から始まり、同分会が拠点であることから集中的な組織破壊攻撃がかけられてきた。組合はその不当労働行為を追及、しかし組合のビラが会社の社会的信用を傷つけたとして、会社側は一〇〇万円と新聞への謝罪広告、計三四〇万円の賠償請求をおこなってきた(七九年四月一日)。

このような損害賠償の訴えにたいして組合は、組合活動とともに言論の自由にたいする挑戦であり、しかも会社は、建設現場における支配の実態が明らかになるマイナスにもかかわらず、提訴してきたとし、全日建もこれとたたかう決意を固めている。

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

